

## (参考)小中一貫教育に関する制度の類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校
設置者		—	同一の設置者
修業年限		9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織
			小学校と中学校における教育を一貫して施すために ふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、 中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準		前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等